

## ボランティア活動備品購入費等助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるボランティア活動の充実を図るため、共同募金配分金によりボランティア活動を行う団体に対して必要な備品等の購入又は修繕費用を予算の範囲内において助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、安城市ボランティアセンターに登録され、1年以上の活動実績がある団体であって、社会福祉法人安城市社会福祉協議会（以下「社協」という。）と共に地域福祉活動を行う団体（以下「対象団体」という。）とする。

(対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象団体が活動を行うために必要な備品の購入費
- (2) 対象団体が既に使用している機器の修繕又は更新の費用
- (3) その他ボランティアの資質及び福祉の向上に寄与する活動で社協会長（以下「会長」という。）が認める経費

(助成限度額及び交付回数)

第4条 助成金の限度額は1団体20万円までとし、助成回数は同一団体につき1回のみとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合についてはこの限りではない。

(申請)

第5条 助成を受けようとする対象団体は、ボランティア活動備品購入費等助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付し、当該年度の12月末日までに会長に提出するものとする。

- (1) 販売業者の見積書（写し）
- (2) カタログ又は仕様書

(審査及び交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、書類、現地確認及び別に定める各年度の助成計画に基づく審査を行い、申請内容を適当と認めたときは助成金の交付決定をするものとする。

- 2 会長は、助成金の交付決定をしたときは当該対象団体にボランティア活動備品購入費等助成金交付決定通知書（様式2）を交付するものとする。
- 3 会長は、前項の規定による通知をする場合において、条件を付することができる。

（変更申請及び変更交付決定）

第7条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、申請した内容に変更を生じた場合は、遅滞なくボランティア活動備品購入費等助成金申請内容変更届（様式3）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により変更届が提出された場合は、変更内容を審査したうえで、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更があると認めるときは、ボランティア活動備品購入費等助成金変更交付決定通知書（様式4）を交付するものとする。

（報告）

第8条 交付団体は、助成対象事業が完了したときはボランティア活動備品購入費等助成金使途報告書（様式5）に次に掲げる書類を添付し、当該年度の1月末日までに会長に提出するものとする。

- （1）ボランティア活動備品購入費等助成金請求書（様式6）
- （2）領収書（原本）
- （3）ありがとうメッセージ

（完了確認）

第9条 会長は、前条によりボランティア活動備品購入費等助成金使途報告書（様式5）が提出されたときは、内容の審査をするものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、交付団体に助成対象事業に関する書類の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第10条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成対象事業に関する申請、報告等について不正があったとき。
- （2）助成金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3）第6条第3項に規定する条件に違反したとき。
- （4）第7条第1項又は第8条第1項に規定する書類を提出しなかったとき。
- （5）その他会長が取消しに相当する事由があると認めたとき。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めて、全部又は一部の返還を命じるものとする。

(備品等の管理)

第11条 購入した備品等の管理及び修繕は、交付団体が行うものとする。ただし、安城市ボランティアセンターから依頼があった場合は、支障のない範囲で他団体に貸し出すものとする。

2 交付団体は、本事業により購入した備品等に共同募金配分金事業により購入した旨を明示しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。